



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社フジトミ  
 代表者名 代表取締役社長 細金 英光  
 (JASDAQ・コード8740)  
 問合せ先 取締役業務本部長 新堀 博  
 電話 03-3209-5500

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成 23 年 1 月に「商品取引所法」が「商品先物取引法」に改正施行されたことに伴う事業目的の語句の修正、宅地建物取引業開始のための事業目的の追加、及び、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えての補欠監査役選任に係る規定の新設を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>商品取引所法</u> に基づく商品先物市場における上場商品(商品指数、オプションを含む)の売買、取次及び受託業務 (2)～(7) (条文省略) (新設) (8)～(14) (条文省略)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>商品先物取引法</u> に基づく商品先物市場における上場商品(商品指数、オプションを含む)の売買、取次及び受託業務 (2)～(7) (現行どおり) (8) <u>宅地建物取引業</u> (9)～(15) (現行どおり)
(選任方法) 第 30 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3</u> (新設) <u>4</u> (新設)	(選任方法) 第 30 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3</u> 当社は、会社法329条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 <u>4</u> 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>

### 3. 日程

取締役会決議	平成23年5月12日
株主総会開催日	平成23年6月29日
効力発生日	平成23年6月29日

以 上